

市内転居された方へ（表面）  
（手続きの詳細については担当課に確認してください。）

項目	手続き等の内容 手続きする際は、必要書類を担当課に確認してください	手続き場所	
		担当課	市民センター
藤沢市に転居届を出した方	手続き完了後、新しい住所の世帯主宛に異動確認の通知を送付しますので、必ず内容を確認してください。	市民窓口センター （本庁舎1階） 0466-50-8268	○
印鑑登録	転居届により、印鑑登録の住所も自動的に変わりますので手続き不要です。登録証はそのまま継続して使用できます。		
国民年金加入者 年金受給者	原則、住所変更の届出は不要です。 共済年金受給者は、各共済組合にお問い合わせください。	保険年金課 （本庁舎1階） 0466-50-3521	○
小児医療証 ひとり親家庭等福祉医療証	住所変更の届出が必要です。 お持ちの医療証を持って手続きしてください。	子育て給付課 （本庁舎3階） 0466-50-3580	○ ※村岡公民館 も可
①児童手当 ②児童扶養手当・ 特別児童扶養手当	①受給者と児童が別居する場合は、手続きが必要です。 ②住所変更の手続きが必要です。 手当証書が交付されている方は、手当証書を持って手続きしてください。		
自立支援医療受給者証 （育成医療）	自立支援医療受給者証は子育て給付課で住所変更の手続きが必要です。お手持ちの受給者証を持って手続きをしてください。		
幼児教育・保育の無償化に係る給付認定（教育・保育給付認定、施設等利用給付認定）	住所変更の手続きが必要です。 来庁での手続きか、市ホームページをご確認のうえ郵送にて手続きしてください。	保育課 （本庁舎3階） 0466-50-8226	×
指定学区以外に通学する小・中学生	指定された学校以外に通学する方は、学務保健課に相談してください。 ※現在、私立学校に通っている方は手続き不要です。 ※新小1・新中1の方で私立学校に入学する場合は、学務保健課に入学承諾書等を提出してください。	学務保健課 （本庁舎3階） 0466-50-3558	×
特定医療費（指定難病） 医療受給者証	受給者証の住所変更の届出が必要です。 受給者証と、新しい住所及び受給者氏名が記載された公的書類（健康保険証、運転免許証等）を持って手続きしてください。	保健予防課 （保健所4階） 0466-50-3593	×
肝炎治療受給者証			
被爆者健康手帳等	健康手帳等の住所変更の届出が必要です。 お手元にある被爆者健康手帳等関係書類、住民票の写しを持って手続きしてください。		
125cc以下のバイクをお持ちの方	新しい住所の標識交付証明書と差し替えが必要です。 住民登録が完了してから、標識交付証明書と本人確認書類を持って手続きしてください。 また、排気量126cc以上のバイク、3・4輪の軽自動車は手続き場所が市役所ではありません。下記の場所にて手続きを行ってください。 排気量126cc以上のバイク：湘南自動車検査登録事務所 3・4輪の軽自動車：軽自動車検査協会 神奈川事務所湘南支所	税制課 （本庁舎4階） 0466-50-3570	△ ※明治、湘南大庭、長後、遠藤市民センターのみ可
犬を飼っている方	・保健所に来所、電話又は電子申請で登録事項の変更手続きをしてください。 ・マイクロチップが装着され、国システムに登録している犬は、マイクロチップの情報変更手続きをしてください。保健所での手続きは不要です。	生活衛生課 （保健所4階） 0466-50-3594	×

転居届出と同時に受付できるもの（裏面もあります。）

（場合により、担当課等へご案内することがあります。手続きの詳細については担当課に確認してください。）

項目	手続き等の内容 手続きする際は、必要書類を担当課に確認してください	担当課	市民センター
マイナンバーカード 住民基本台帳カード	カードをお持ちの方は、住所変更の届出が必要です。 また、署名用電子証明書が搭載されている方は自動的に失効しますので、引き続き利用を希望される場合には再発行が必要です。 手続きの際はカードと暗証番号を設定されている場合は暗証番号の入力が必要です。 ※代理人が届出する場合は市民窓口センターにお問い合わせください。	市民窓口センター （本庁舎1階） 0466-50-8269	○
国民健康保険	国民健康保険加入者全員の被保険者等（※）をお持ちになり、保険年金課または市民センターで手続きしてください。窓口に参加がなかった場合は後日、新しい住所の被保険者証等に差し替えが必要です。 なお、世帯主の変更や世帯員の異動等によって、保険料の変更が発生する場合があります。詳しくはお問い合わせください。 ※令和6年12月2日以降は、被保険者証は廃止され、「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」が発行・交付されます。	保険年金課 （本庁舎1階） 0466-50-3574	○
後期高齢者医療	被保険者証等（※）の住所変更の手続きが必要です。被保険者証等をお持ちのうえ、手続きしてください。 ※令和6年12月2日以降は、被保険者証は廃止され、「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」が発行・交付されます。	保険年金課 （本庁舎1階） 0466-50-3575	○ ※村岡公民館 も可

## 転居届出と同時に受付できるもの（裏面）

2024年4月1日改訂  
※この用紙はもえぎ色です

（場合により、担当課等へご案内することがあります。手続きの詳細については担当課に確認してください。）

項目	手続き等の内容 手続きする際は、必要書類を担当課に確認してください	担当課	市民センター
介護保険被保険者証 介護保険負担割合証 介護保険負担限度額認定証	後日、新しい住所を記載した被保険者証、負担割合証（お持ちの方のみ）、負担限度額認定証（お持ちの方のみ）をお送りします。旧住所の被保険者証等は、お返してください。 ※世帯構成が変わる場合、負担限度額認定を受けられなくなることもあります。	介護保険課 （本庁舎2階） 0466-50-8276	○ ※村岡公民館 も可
①身体障がい者手帳 ②療育手帳 ③精神障がい者保健福祉手帳 ④自立支援医療受給者証（精神通院・更生医療） ⑤障がい福祉サービス受給者証	各種手帳、受給者証の住所変更の届出が必要です。	18歳以上 障がい者支援課 （本庁舎2階） 0466-50-3528  18歳未満 子ども家庭課 （本庁舎3階） 0466-50-3569	○ ※村岡公民館 も可
障がい者等医療証	医療証の住所変更の届出が必要です。	障がい者支援課 （本庁舎2階） 0466-50-3528	○ ※村岡公民館 も可